

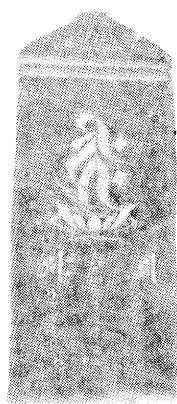
郷土あれこれ

郷土館だより
第28号

五日市町立
発行 五日市町郷土館 東京都西多摩郡五日市町五日市920-1 電話 0425-96-4069

五日市の社寺 その3 — 村社と檀家寺 —

早稲田大学専門学校講師
白井 裕康



板 碑

▲嘉暦3年(1328)
◀康永元年(1342)

五日市町郷土館展示中

1 はじめに

中世の秋川・平井川流域には、在地領主によって支配された多くの郷村が形成され、それぞれに有力な社寺が存在しました。神をまつる神社は郷村の鎮守として、仏をまつる寺院は大檀那である在地領主の菩提所としての役割を果たし、それぞれ郷社と檀那寺という性格をもっていました。在地領主は社寺を保護することにより、神仏の加護を受け、そのことで共同体の精神的基盤を築き、郷村支配を確かなものにしたのです。

このような中世の在地領主と社寺の関係は近世においてどのように変化したのでしょうか。そして近世村落において社寺はいったいどのような役割を果たしていたのでしょうか。ここでは主に近世村落と社寺の関係について考えてみることにします。

2 寺院の創立時期 — 戦乱と深い関係

中世の民衆は、兵士として戦いにいつ駆り立てられるかという不安を常に抱きながら農業を営んでいました。かれらはなぜ戦いに参加しなければならなかつたのでしょうか。それは在地領主との主従関係があつたからです。この関係は、在地領主の存在がなくならない限り、壊すことのできないものであり、上意に逆らうことは許されなかつたのです。

しかし民衆が戦いに行ったのはそれだけの理由からではありません。自分とその家族の生活を守るために戦うのであり、戦死すれば成仏して極楽浄土に行けると信じていたからです。そのことを保証するためにも、在地領主は生きている領民を守るために神社と死んだ領民を葬るために寺院を創立することが要求されたのです。さらに中世末期には、村の中心的な立場にあった土豪(名主)が、同じ理由から、自分たちの存立基盤である村単位に社寺を創立したのです。

そのことを確認するためにも創立年代が比較的明らかになっている五日市の寺院についてみることにします。

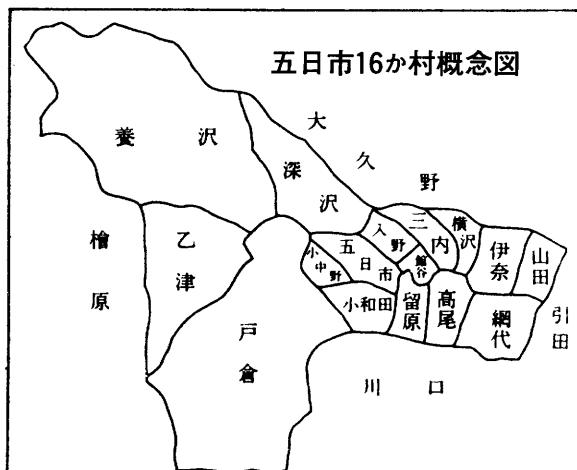
『新編武藏風土記稿』にあげられた五日市の寺院をすべて抜き出したものが表-1です。この表によると、創立年代の真偽をひとまず棚上げすれば、創立年代・開山没年の判明している寺院は29か寺であり、14世紀までに創立された寺院は9か寺(31.0%)、15世紀以後のものは20か寺(69.0%)であり、過半の寺院が応仁の乱(1467)前後に創立されていることがわかります。

また14世紀以前に創立された寺院は、第1期の鎌倉時代初期に創立された大悲願寺を除けば、ほとんどが第2期の南北朝時代(1334~91)に創立されています。15世

表-1 五日市地区の寺院の創立年代 (『新編武藏風土記稿』などによる)

寺名	所在地	宗派	本末関係	創立年代	開山没年
妙台寺(廃)	綱代村	臨済宗	広徳寺末		1442年
禪昌寺	ク	ク	ク	1527年	1560年
瑞雲寺	山村	ク	ク	1340~1350年	1357年
能満寺	ク	ク	ク	1398年	1403年
常照寺(廃)	ク	ク	ク		1554年
明光寺	伊奈村	ク	光嚴寺末	1362年	1382年
松岩寺	ク	ク	ク	1357年	
普門寺(廃)	ク	ク	ク		
成就院	ク	真言宗	大悲願寺末		
龍性寺	ク	ク	ク		
大光寺	高尾村	ク	ク	1502年	1505年
法光寺(廃)	ク	ク	ク		
地蔵院(廃)	留原村	ク	ク		1589年
正光寺	館谷村	時宗	法運寺末		
真光院	深沢村	臨済宗	広徳寺末	1486年	
福寿院	三内村	ク	ク	1444~1449年	
多福院(廃)	ク	ク	ク		1574年
大悲願寺	横沢村	真言宗	醍醐三宝院末	1191年	1232年
徳藏寺	ク	臨済宗	広徳寺末	1481年?	1573年
深沢庵(廃)	入野村	ク	ク		1630年
開光寺	五日市村	ク	ク	1448年	1480年
玉林寺	ク	ク	光嚴寺末	1339年	
楞嚴寺	ク	ク	広徳寺末	1476年?	1573年
玉泉寺	ク	ク	ク	1596~1614年	1614年
不動院(廃)	ク	真言宗	大悲願寺末		
覚法院(廃)	ク	修驗宗	円法院末		
広徳寺	小和田村	臨済宗	建長寺末	1373年	1403年
安養寺(廃)	小中野村	真言宗	大悲願寺末		
真念庵(廃)	ク	淨土宗	光嚴寺末	1363年	1371年
龍珠院	乙津村	臨済宗	光嚴寺末	1532~1555年	1557年
徳雲庵	ク	ク	ク	1587年	1587年
陽谷庵	ク	ク	ク	1555, 87年?	1588年
明光庵	ク	ク	ク		1573年
宝泉寺(廃)	戸倉村	ク	建長寺末	1334年	1374年
光嚴寺	ク	ク	光嚴寺末		
神光庵(廃)	ク	ク	ク		
長福庵(廃)	ク	ク	ク		1405年
妙慶院(廃)	ク	ク	ク		1574年
西蓮寺(廃)	ク	真言宗	大悲願寺末		
普光寺	ク	臨済宗	光嚴寺末		
養沢寺(廃)	養沢村	ク	ク	1470年	1491年
常光寺(廃)	ク	ク	ク		
慈眼寺(廃)	ク	ク	常光寺持		
伝福庵(廃)	ク	ク	ク		
神谷庵(廃)	ク	ク	ク		

図-1



紀以後に創立された寺院は、第3期の15世紀中～末と、第4期の16世紀中～末に集中して創立されていることがわかります。

さらに第2期に創立された寺院をみると光嚴寺系の寺院が多く、第3期は広徳寺系の寺院が多く、第4期は大悲願寺・光嚴寺・広徳寺の系統の寺院が数の上でほとんど差異なく創立されています。あるいは第4期に本末関係がかなり整備され、強化されたのかもしれません。

このように寺院の創立時期をみると、4つの時期に寺院の創立が集中していることがわかりますが、次にこの意味を考える手がかりとして、当地方に關係する主な戦いをあげてみることにします。

第1期

- 1213 和田義盛、挙兵して幕府を襲う。
1221 承久の乱（討幕計画失敗）。小河・二宮氏ら幕府方に加わる。

第2期

- 1333 新田義貞鎌倉を攻略し、鎌倉幕府滅ぶ。武藏七党ら新田軍に加わり、北条軍と戦う。
1352 新田義宗・義興兄弟、足利尊氏と戦う。（武藏野合戦）

第3期

- 1416 樺秀の乱（足利満隆・上杉氏憲ら反し、鎌倉の足利持氏を襲う）
1455 長尾景仲ら、足利成氏と分倍河原で戦う。大石房重・頤重、分倍河原で討死。南一揆、瀬谷原で成氏と戦う。
1471 大石源左衛門ら長尾景信の館林城攻撃に参戦し、足利成氏と戦う。

第4期

- 1536 大石定久、滝山城に北条氏康の来攻を受ける。
1546 北条氏康、河越夜戦で上杉軍を敗る。
1569 三増峠合戦で武田軍のため北条氏照大敗する。
1590 豊臣秀吉諸国大名に北条氏征伐を命ず。八王子城落城、北条氏滅ぶ。

このようにみると、第1期は鎌倉幕府源氏による当地方の支配、第2期は鎌倉御所足利氏による支配、第3期は関東管領上杉氏（武藏守護代大石氏）による支配、第4期は戦国大名北条氏による支配をそれぞれ固めた時期であったといえます。したがって、源氏・足利氏・上杉氏・北条氏という関東における権力者が、自らの政治基盤を固める過程において、寺院が集中的に創立されているという相関関係が指摘できます。権力者たちによる権力闘争（戦い）に関連して寺院が創立されているということは、寺院が戦没者の受け皿となり、さらに領主と領民を精神的に結びつける役割を果たしていた証拠と考えられます。

3 板碑の造立 —地侍層の信仰と団結の証

中世において注目しなければならない問題の1つとして、板碑の造立があります。板碑は13世紀前半に武藏地方に発現し、14・15世紀に最も多く造立され、16世紀に入って消滅しました。この現象をどのように考えたらよいのでしょうか。

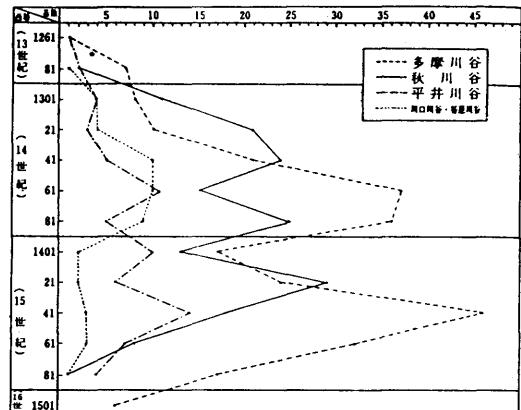
板碑は卒塔婆の1種ですから、その造立には堂塔の建立、写経、造仏などの作善（きぜん）（善根を積む）供養と同じ意

味をもっています。板碑の造立者は村の地侍層で彼らは戦陣に臨む機会が多く、それだけ切迫した死生観をもっており、極楽往生を願って造立したものと考えられます。

この地方の板碑造立の盛衰は南一揆の消長と時期を一致させていると指摘されています。（図-2参照）南一揆とは南武藏の群小在地領主たちが、積極的に集結し、その結集された武力を背景にきわめて政治的な勢力を形成した1つの連合体です。活動期は主に15世紀で、上杉氏の武藏守護体制という傘の下で多分の自主性をもって行動していました。しかし戦国大名北条氏の出現によって解体され、その家臣団に再編されました。

板碑は一揆を構成する一味が、結合の約束をし、死後もともに極楽浄土の世界に行くことを願って造立したのではないかという解釈もできます。板碑に中世風の「一味同心」の証の意味が含まれているとすれば、それは北

図-2 五日市周辺の板碑造立の推移



(備考) 多摩川谷263基、秋川谷166基、平井川谷72基、川口川谷・葛原川谷50基の有年紀銘板碑を対象とした。

（五日市町史より転載）

条氏の出現によって、きびしく否定されねばなりません。いずれにせよ中世末期には、板碑は当然消滅すべき時勢に来ていたのです。戦国大名北条氏、それに続く江戸幕府の徳川氏は、新しい村落の形成を目的として寺院の建立を奨励しました。その結果、中世末から近世初にかけて、寺院創立のピークを迎えることになったのです。板碑を造立した旧地侍層の宗教的情念は寺院に吸収されることになりました。

4 中世から近世へ—領主による村の完全支配

中世末に宗派を越えて、村単位にきめ細かく寺院が創立されたことは、この時期に村としてのまとまりが急速に進み、そこに近世的村へ変質してゆく萌芽が形成され

たといえます。

そこで中世的村と近世的村の差異について考えてみましょう。中世の村では、在地小領主一名主一小百姓一下人・所從という住民階層が成立していました。武藏国を支配しようとする鎌倉幕府・鎌倉御所・関東管領と在地小領主との主従関係はあまり強固なものとはいせず、特に15・16(前半)世紀においては在地小領主の指導のもとに村の結束をはかり、在地小領主相互が地域的に結集して一揆をつくっていました。そして権力中枢部で起きる出来事と関連をもちらながらも、上部権力から一定の距離をおいて、ある程度独立した勢力を形成していました。

しかし中世末期(16世紀中後期)に関東を制圧した北条氏は、『小田原衆所領役帳』にみられるように、在地小領主の申告による貫高制を採用することによって、在地小領主の自治権を強権的に奪い、一揆の解体を行いました。つまり在地小領主の村支配力を、戦国大名である北条氏に統一的に吸収するシステムを築き上げたのです。しかしながら申告による貫高制では、戦国大名が農村を直接的に支配することはできず、戦国大名はあくまで在地小領主を介して農村を支配せざるを得なかったのです。在地小領主は強大な武力を背景とする北条氏に屈し、その家臣団に組み込まれたのですが、もともとの家臣ではなく、一揆的体質が残存していたため、北条氏の権力基盤は万全とはいせず、在地小領主の存在自体が北条氏にとってアキレスけんであったといえます。

一方、徳川氏は安定した幕藩体制を築くために徹底した検地を行い、それをもとに石高制を採用し、幕府の経済的基盤を確立したのです。石高制によって、在地小領主を介さないで直接的に本百姓を把握することが可能になり、さらに兵農分離政策によって、中世的在地小領主層を解体したのです。そのことによって、近世の村において封建領主が直接的に名主一本百姓一下人を支配する体制を築きあげたのです。中世では村の生産高を正確に把握できなかったのですが、近世では検地によって、このことが可能になりました。逆に石高制によって生産高を規定し、安定した収入を獲得しようとしたのです。こうして近世の村が封建領主によって直接的に収奪される構造が造りあげられたのです。

また近世の村は領主が設定した行政組織としての性格一上意下達的構造をもっていました。村は連帶責任の単位であり、治安や秩序は村ごとに維持されるべきものとされ、人々はすべて、村の百姓になったのです。

その意味において、近世の村は石高制と村請制という

大きな領主制の網にすっぽり覆われていたといえます。

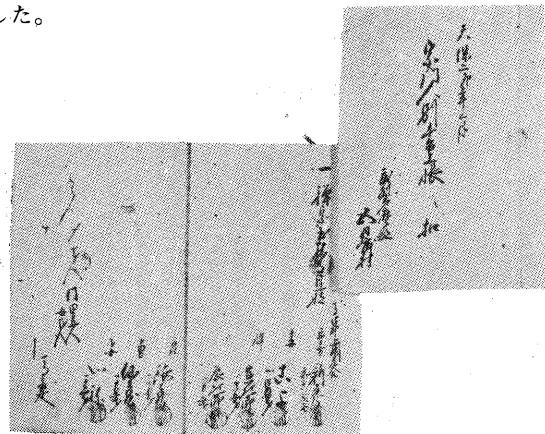
5 江戸幕府の宗教統制—寺請制の確立

近世の寺院は村が行政単位としての機能を果たす上で、補完的立場にあるものとなりましたが、次にこの点について考えてみましょう。

江戸幕府は近世以前の寺檀関係を継承しながら、それを公的な関係に位置付け、制度化・固定化を図りました。幕府の宗教統制策の主なものをあげると次のようになります。

- | | |
|---------|-------------------------------|
| 1611・13 | 諸宗諸寺院法度の発布 |
| 1615 | 新寺建立禁止令の発布 |
| 1632・33 | 全国寺院の本末制の法制化 |
| 1635 | 寺社奉行の創置、宗門改の強化・普及 |
| 1664 | 宗門改の全国毎年実施と専門役人設置 |
| 1665 | 不受不施派(日蓮宗の1派で公権力に抵抗)
の全国禁制 |
| 1671 | 宗旨人別帳作成の制度化 |

これらの施策をみると、まず新寺建立禁止令と本末制の法制化によって、各宗本寺の権力を高め、末寺の勢力を吸収させ、その上で本寺を諸宗寺院法度により統制しようとしたことが理解できます。一方民衆は宗門改・宗旨人別帳によって、いずれかの寺院に帰属することを強制され、民衆の戸籍が作成されました。寺院に対して民衆の戸籍に証印する権限を与えることによって、民衆はいずれかの寺院の檀徒・信徒であることを必要としたのです。民衆はこの寺院との外的関係を通して幕藩に掌握され、ここに幕藩と民衆の支配被支配の関係が成立しました。



文政・天保期の五日市村宗門人別帳

本寺・末寺の関係が強制的に組織立てられ、本寺を持たない寺は住職の相続が許されず、廃寺に追い込まれま

した。また住職の任命権が本山・本寺に与えられ、このため本寺の権力が高められ、本寺に対する直末・孫末などの階級組織が整然かつ厳重に成立したのです。本山はその権威に乗じて、巨額の山費を末寺に割り当て、あるいは祠堂金・相続金などの名目で金銀を貸し付けて高利を収めたのです。また住職が色衣を着帶するにも本山へ謝金を納めなければなりませんでした。それゆえ、寺院は奉加・勧化・開帳その他の寄付を求める、あるいは頼母子講・積立講による高利貸を営んだのです。

寺請制によって檀家寺を持たなければならなかった民衆は、寺請手形を得るために益暮れの付け届はもちらんのこと、さまざまな形で贈り物をしなければなりませんでした。表向きには民衆の戒名は幕府諸藩から院号・居士号を禁じられていましたが、寺院の沙汰は金次第はどうにもなったのです。

寺院一檀家の関係を媒介にして、民衆が幕藩に一方的に支配されていった大きな要因の1つに、古代以来、日本民族が抱く心情の中に、宗教的権威を素直に受容する基盤が存在していたことがあげられます。このような宗教意識が民衆の中に存在していたがゆえに、幕府のとった宗教政策がそのまま民衆に対する支配政策に容易に転換していったと考えられます。

6 社寺の格式—本寺・末寺と触頭・触下

社寺は、幕府から与えられた御朱印地をもつもの、領主から与えられた黒印地をもつもの、単に年貢だけを免除された除地をもつものなどさまざまです。特に御朱印地は、年貢の免除、人夫の徵発、収入の自由な消費など、いわゆる「守護不入」が認められていたのですが、そのような実際的な権益だけでなく、將軍より直接拝領した土地であるということで大きな権威をもち、社寺の格式秩序化に重要な役割を果たしていました。

表-2 五日市社寺の御朱印石数

御朱印石数	寺院名	神社名	寄進年
40石	広徳寺		天正19年
20石	大悲願寺		“
“	光嚴寺		“
16石	開光院		慶安2年
15石5斗	玉林寺	阿伎留神社	天正19年
10石			慶安2年
9石8斗	龍珠院		天正19年
9石1斗	大光寺		慶安2年
8石	瑞雲寺		天正19年
7石2斗	能満寺		天正19年
5石	弁財天*		天正19年
“	明光寺		慶安年中
“	松岩寺		

注) *現在の貴志嶋神社

五日市の社寺の御朱印の石数をまとめたのが表-2です。この表の石数をみると、次の点に注目しなければなりません。

第1は広徳寺の40石という石数の大きさです。この石数は家康が御朱印地を寄進した多摩郡の寺院の中で最大です。武藏国の他郡には、たとえば喜多院(天台宗)の500石をはじめとして100石クラスの寺院もみかけますが、本山・本寺の直末クラスの中では大きな石高です。これは北条氏の菩提所であったという中世紀以来の由緒が反映されています。

第2に家康が御朱印を与えた社寺が、この地方において中世からの有力な社寺であることです。寺院といえば本山・本寺の直末クラスのものであり、神社でいえば郷社クラスのものです。広徳寺・光嚴寺は臨済宗建長寺の直末、大悲願寺は真言宗醍醐寺三宝院の直末であり、阿伎留神社は古代において式内社に指定されました。また瑞雲寺は足利基氏の母(あるいは伯母)が開基となって創立され、後北条氏から100貫文の寺領を寄進されたと伝えられ、その由緒からすればもともと建長寺の直末であったと考えられます。『新編武藏風土記稿』では広徳寺の末寺となっていますが、享保6年(1721)の『広徳寺門中』では末寺でなかったのです。このことからすれば、それ以後に広徳寺末になったと考えられます。弁財天社は秩父から鎌倉へ通ずる鎌倉街道沿いの要所に位置し、あるいは伊奈郷の郷社であったのかもしれません。

このように御朱印地の寄進、特に寺院への寄進については、幕府の宗教統制の1つの施策である寺院本末制の法制化の前提となっているのです。つまり、社寺にとって御朱印地をもつことは、幕府からその存在と由緒を認められたことであり、石数の大きさによって本山・本寺一末寺という階級を設定したのです。

ところで神社は神道系・修驗道系・仏教系などの系統の支配下に置かれました。このうち神道系に属する神社は、官社が白川家、他の神社は吉田家によって統轄されたのです。社家の承認権は京都の公家吉田家がもっていました。そのため、社家は神主号・大宮司号、あるいは神社の大明神号・権現号を称するために、吉田家に謝礼金を納めなければなりませんでした。ここに吉田家を中心とする階層組織が成立する基盤があったのです。またこの地方の神道系の神社は、吉田家によって直接的に統轄されたのではなく、吉田家の直下に触頭的神社が置かれ、その神社を介して統轄されたのです。たとえば、多摩川流域の神社は北野方(北野神社)の栗原家、秋川

流域は松原方（阿伎留神社）の有竹家によってそれぞれ、統轄されたのでした。

7 社寺と農村生活 一心のよりどころ

村は農民同志がお互いに農作業や宗教的行事などで協力しやすい小規模な共同体といえます。農村生活の中で、宗教に関係する行事について拾い上げると、次のようなものがあります。

年始一正月元旦に檀家寺・村の鎮守にお参りする。

初午一2月初午の日の朝は小豆飯または油揚飯をたいて、最寄りの稻荷明神にお供えする。

春祭り一春分に近い戊の日に種を蒔き、豊作祈願のため村の鎮守で春まつりを行う。

春の彼岸一中日（春分の日）に、多く墓参りする。

花祭り一4月8日はお釈迦様の誕生日で、お寺では花堂に誕生仏をかざる。このお釈迦様にひしゃくで甘茶をかけ、無病息災を祈って甘茶を飲む。

お盆一7月13日は夜になると迎え火をたき、墓へ参詣して精霊迎いをする。16日の夕方送り火をたき、墓参りをする。16日までは盆休みで、夜ごとに村の寺社の境内で盆踊りを行う。

夏祭り一210日の10日ほど前に、風を鎮めるために村の鎮守で風鎮祭を行う。

秋祭り一秋分に近い戊の日には五穀を刈って田の神を祭り、収穫感謝のため村の鎮守で秋祭りを行う。

秋の彼岸一中日（秋分の日）に、多く墓参りする。

すす払い一神棚の古い幣束を神社におさめ、掃除をしてから、新しい幣束をあげる。

さらに出産のとき、帯祝い・帯あけ（宮参り）・帯とき（七・五・三の祝い）などに、神社へ赤飯をもっていって神様にお供えします。また葬式のとき、僧侶が家にきて読経し、お寺へ葬列をつくってお棺を運び、本堂で読経をしたのち墓所へ納めます。そして初七日・四九日に法要をいとなみ、葬後の供養をします。このように、社寺が農村生活といかに深い繋がりをもっていたか理解できるでしょう。

農民の信仰対象を村外に求めたものとして、伊勢講・大社講・大山講・身延講など有名な社寺への参詣を目的とする講があります。信仰を目的とした旅は、近世の村人にとって一生に何度も行けるものではありませんでしたが、本来信仰を目的としながらも村人たちの慰安や娯楽の意味をもっていたといえます。

このように、社寺は民衆の信仰の中心として位置づけ

られ、村人の生と死に直接関与して、守護してくれるものとして、村落の生活に密接に関係していました。この民衆と社寺の内的関係（民衆の信仰心にもとづいた関係）によって、社寺は村落のシンボル的な役割を果たし、同時に村の人達が集り、自由にコミュニケーションする機会を与える場所にもなっていました。その意味において、社寺は農村生活の中に核として完全に組み込まれた存在であり、農村に欠くことのできない重要な要素であったといえます。

8 おわりに

この地方を支配した中世末の戦国大名である北条氏は、中世の在地小領主を解体させ、中世の村を近世的村へと一步発展させたのです。さらに江戸幕府を開いた徳川氏は、検地による石高制と、寺檀制を基本にした村請制によって、上意下達的な行政組織としての近世的村を形成し、直接的に農民を支配する幕藩体制を成立させたのです。そしてその支配における精神的基盤を構築するための存在として社寺があったのです。すなわち、社寺は近世の村の中心として村社・檀家寺として位置づけられ、村人の生活に根深く関係していたといえます。

（参考文献）

『五日市町史』五日市町史編さん委員会

斎藤慎一『青梅市の板碑』青梅市

木村 碇『近世の村』教育社歴史新書（日本史）105

藤井 学『江戸幕府の宗教統制』（『日本歴史近世3』所収）岩波書店

木村東一郎「西多摩地方村内社の歴史地理」『多摩のあみ』7号（所収）多摩中央信用金庫

児玉幸多『近世農民生活史』吉川弘文館